

## さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱

### (目的)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、当該住宅に耐震シェルター等を設置する所有者に対し、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震シェルター等 公的機関により安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、市長が別に定める基準により定めるものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）により、建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。

### (助成対象)

第3条 助成の対象となる耐震シェルター等は、木造住宅に設置するもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築された戸建て住宅（2戸の長屋で親族のみで居住するものを含み、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）に設置するもの
- (2) 耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された住宅に設置するもの

### (助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、耐震シェルター等を設置する木造住宅の所有者とする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、耐震シェルター等の購入及び設置に要する費用で30万円を限度とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等の購入及び設置に係る契約を締結する前に、耐震シェルター等設置助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等を設置しようとする木造住宅の建築時期が確認できる書類
- (2) 耐震シェルター等を設置しようとする木造住宅を所有していることが確認できる書類
- (3) 耐震シェルター等を設置しようとする木造住宅の平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したもの）
- (4) 耐震診断報告書の写し
- (5) 耐震シェルター等の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、申請者に耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(設置の変更又は中止)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、助成金の額に変更を生じないものを除く。）は、耐震シェルター等設置変更承認申請書（様式第4号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、耐震シェルター等設置変更承認通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知しなければならない。

3 助成対象者は、やむを得ない事情により耐震シェルター等の設置を中止するときは、速やかに耐震シェルター等設置助成金辞退届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第9条 助成対象者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、耐震シェルター等設置完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置の完了が確認できる写真
- (2) 耐震シェルター等の購入及び設置に係る契約書等の写し
- (3) 耐震シェルター等の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査を行い、耐震シェルター等の設置が適正に行われたと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書（様式第8号）により、助成対象者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第11条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、耐震シェルター等設置助成金交付請求書（様式第9号）を、助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付請求により、助成金を交付する。

（助成の制限）

第12条 助成金の交付は、対象となる木造住宅1棟につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の助成金又はさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱（平成19年さいたま

市告示第330号)による耐震補強工事に係る助成金の交付決定の通知を受けているときは、助成金の交付は行わない。

3 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査等に対する協力)

第14条 助成対象者は、この告示による助成金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により耐震シェルター等設置助成金交付申請書、耐震シェルター等設置変更承認申請書、耐震シェルター等助成金辞退届、耐震シェルター等設置完了報告書又は耐震シェルター等設置助成金交付請求書を提出する場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市条例第66号)及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。

(その他)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第13条及び第14条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月31日告示第484号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第587号)

(施行期日)

- 1 この告示中附則第2項の改正は公布の日から、その他の改正は令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第611号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。